

■点検項目 7・8・9 関係（教育訓練の実施・対象者・費用）

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように、以下の(1)～(5)の要件を満たす教育訓練計画を策定し、それに沿って教育訓練を実施しなければなりません。

また、労働者派遣事業の許可又は更新申請の際に都道府県労働局に教育訓練計画の提出が必要となります。年度変わり等の時期に教育訓練計画を随時見直すことは可能であり、その都度、都道府県労働局に提出する必要はありませんが、以下の要件は満たしている必要があります。

(1) 派遣元事業主に雇用されている派遣労働者全員を対象とするものであること

雇用期間が1年以上見込みの常用的な労働者のみならず、登録型の有期雇用派遣労働者や日雇派遣労働者も対象となります。ただし、過去に同じ派遣元事業主の下で同じ内容の訓練を受けた者、訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者については、訓練の対象者ですが、実際の訓練の受講に際しては受講済みとして扱って差し支えありません。

(2) 有給、無償で実施されるものであること

当該訓練の実施時間は、労基法上の労働時間と同様の扱いをすることを原則とし、当該取扱いを就業規則又は労働契約に規定する必要があります。その場合の賃金の額は、原則として通常の労働の場合と同額とすべきです（例外としては、複数の派遣先・派遣業務に就いていた場合にその平均額を用いること、業務に関する特殊な手当は不支給とすることを想定。）。

また、派遣労働者が教育訓練を受講するためにかかる交通費については、派遣先との間の交通費より高くなる場合は派遣元事業主において負担すべきものです。

(3) 派遣労働者のキャリアアップに資する内容のものであること

具体的な教育訓練項目がキャリアアップに資する理由については教育訓練計画に記載する必要があります。また、教育訓練の内容としては、OFF-JTのみならず計画的に実施されるOJTも含めても差し支えありませんが、教育訓練計画に記載しておく必要があるほか、派遣先に協力を求める場合は、労働者派遣契約等において具体的な時間数や必要とする知識の付与や訓練方法等について記載しておくことが必要です。

(4) 入職時の訓練が含まれたものであること

短期雇用の者であっても当該訓練を受講させることができるよう、派遣元事業主と派遣先が協力することが望ましいといえます。また、その後もキャリアの節目等の一定の期間ごとにキャリアパスに応じた訓練が準備されている必要があります。なお、派遣労働者1人当たり、少なくとも最初の3年間は毎年1回以上、毎年概ね8時間以上の教育訓練の機会の提供が必要です。

(5) 無期雇用派遣労働者に対しては、長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容であること

無期雇用派遣労働者については、派遣労働者以外の期間の定めなく雇用されている労働者と同様に、長

期的なキャリア形成を念頭において教育訓練を行う必要があります。例えば同一の派遣先に長期間勤務した者については、職場のリーダーとして役割が期待されるので、コミュニケーション能力やマネジメントスキルに係る研修を行うことが考えられます。